

地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域としています。

地域子ども・子育て支援事業名	提供区域
1. 利用者支援	全市1区
2. 地域子育て支援拠点事業	中学校区
3. 妊婦健康診査	全市1区
4. 乳児家庭全戸訪問事業	全市1区
5. 養育支援訪問その他要支援児童、 要保護児童等の支援に資する事業	全市1区
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市1区
7. ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全市1区
8. 一時預かり事業	全市1区
9. 延長保育事業	全市1区 （教育・保育提供区域が全市1区であるため）
10. 病児・病後児保育事業	全市1区
11. 放課後児童クラブ	小学校区
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市1区
13. 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	全市1区

